

自動車運送事業者（バス）に対する行政処分等の基準の改正案に関する意見募集の結果について

令和6年3月29日
国土交通省
物流・自動車局

国土交通省では、令和6年2月5日から令和6年3月6日まで、自動車運送事業者（バス）に対する行政処分等の基準の改正案に関する意見の募集を行いました。

その結果、本件に関して、3件の御意見が寄せられました。

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する国土交通省の考え方を別紙のとおりまとめましたので公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

1. 実施方法

- ① 募集期間：令和6年2月5日（月）～令和6年3月6日（水）
- ② 周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載
- ③ 意見提出方法：インターネット、電子メール及び郵送

2. 意見数

提出意見数 3件

3. お問い合わせ先

自動車局安全政策課 秋月 小菅 林
電話番号（代表） 03-5253-8111（内線 41633 41632）

御意見の概要及び国土交通省の考え方

御意見の概要	国土交通省の考え方
1.点呼状況の録音及び録画記録義務違反で、「記録なし又は記録の保存なし」の初違反が警告、再違反が10日車となっており、点呼の記録義務違反の「記録なし又は保存なし」に比べて軽くなっていますが、点呼の重要性に鑑みれば、点呼の記録義務違反と同じにすべきではないでしょうか。 2.アルコール検査状況の写真記録義務違反についても同様です。 3.上記2つの記録義務違反については、録音、録画又は写真記録を行っているかどうか以外には考えられないと思いますが、「記載事項の不備」とは具体的にはどのような違反を想定しているのでしょうか。明確にしておく必要があると思います。	ご意見につきましては参考とさせていただき、適切な制度運営に努めて参ります。 3. について「記載事項の不備」を「記録事項の不備」と改めさせていただきます。記録事項の不備は、保存された動画では点呼実施者・運転者側の音声を確認できない又は運転者に対して点呼を実施している様子が確認できない場合を、保存された画像では運転者が呼気の検査を行っている状況を確認できない場合などを想定しています。
機器導入に対しての補助金をお願いしたいです。違反時の行政処分内容については異論ございません。	ご意見ありがとうございます。 なお、補助金に関してですが、各バス事業者において電磁的記録を行うために必要な機器(パソコン、スキャナー、カメラ等)については基本的に営業所に従前よりあるものと考えているところ、これらの導入のための補助金は考えておりません。
日頃からバスの安全運行を実現するため、対策を進めていただきありがとうございます。今回の行政処分等の改正案のうち、一般貸切旅客自動車運送事業者の行政処分について、個人的な意見を申し上げます。 改正案を拝見させていただくと、「点呼状況の録音及び録画記録義務違反」で「記録なし又は記録の保存なし」の初違反は「警告」となっています。また、「アルコール検査状況の写真記録義務違反」も「記録なし又は記録の保存なし」の初違反は「警告」となっています。これではお咎めがあるまで、点呼状況の録音録画ならびにアルコール検査状況の写真記録の整備を	ご意見につきましては参考とさせていただき、適切な制度運営に努めて参ります。 なお、補助金に関してですが、各バス事業者において電磁的記録を行うために必要な機器(パソコン、スキャナー、カメラ等)については基本的に営業所に従前よりあるものと考えているところ、これらの導入のための補助金は考えておりません。

せず、先送りしようとする事業者がでないか懸念されます。「点呼状況の録音録画の記録なし又は記録の保存なし」ならびに「アルコール検査状況の写真記録なし又は写真記録の保存なし」も初違反は輸送施設の使用停止処分を設定すべきではないでしょうか。

また、点呼状況の録音録画の整備、アルコール検査状況の写真記録の整備、デジタルタコグラフの整備には費用が発生します。「事故防止対策支援推進事業」の補助金を活用させていただくとデジタルタコグラフの整備については助成していただけますが、「令和5年度補正予算、令和6年度当初予算 補助事業要望調査」では、これらの整備は補助対象外となっており、点呼状況の録音録画の整備、アルコール検査状況の写真記録の整備に対する補助事業が見当たりません。是非とも、補助による整備促進をご検討いただき、すべての事業者が整備を行うことで、「記録なし又は記録の保存なし」の行政処分を科すことがない環境を整えていただきますようお願い申し上げます。